

中小企業会計と国際会計基準

——「中小企業会計要領」の意義について——

小栗 崇資

(駒澤大学)

要 旨

本稿は、グローバルスタンダードとされる国際会計基準の動向と日本への導入状況を検討し、日本の会計制度がどのような段階に至っているかを分析する中で、2012年2月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（「中小会計要領」）の意義を明らかにしようとするものである。以下では、「金融資本主義とグローバルスタンダード」、「国際会計基準とは何か」、「IASBの会計グローバリズム戦略」、「日本における国際会計基準の導入と混乱」、「中小企業会計基準の形成」という順で、今日の会計をめぐる全体的な状況を論じていく。日本の重層化した会社と会計基準が混乱した構造にある中で、「中小会計要領」が、今日の中小企業には欠けていた中小企業の実態に則した会計を可能とする中小企業会計基準として、非常に重要な役割を担うものとなることを結論的には明らかにしている。専門的でないが、できるかぎり分かりやすく書いたつもりである。本稿が「中小会計要領」の重要な意義を理解する一助となることを願うものである。

キーワード

グローバルスタンダード 国際会計基準 会社法会計 金融商品取引法会計

1. はじめに

2012年2月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（「中小会計要領」と略称）は、グローバリゼーションの影響が懸念される中で導入されるに至った日本独自の重要な中小企業会計基準である。会計の領域におけるグローバリゼーションは「国際会計基準」という形で現れ各国経済に大きな影響を及ぼしつつあるが、「国際会計基準」をどのように受容するかはその是非も含めて大きな問題となっている。「国際会計基準」をはじめとするグローバルスタンダードの普及は現代のグローバル資本主義に

とってある意味で不可避であるとはいえ、グローバルスタンダードが国内経済にもたらすインパクトを等閑視することはできない。その影響を大きく受ける存在が中小企業である。会計の領域において「国際会計基準」の受容を中小企業にまで及ぼすか否かが日本の会計制度において問われてきている。「中小会計要領」は「国際会計基準」の影響を受けないことを明言した会計基準であり、多くの中小企業にとって重要な意義をもつものであるが、「中小会計要領」がどのような背景から生まれたものであり、どのような意義を有するかについて明らかにすることが必要である。本稿では前半でグローバルスタンダードとは何か、「国際会計基準」とは

何かについて明らかにしたうえで、後半では日本の会計制度における大企業と中小企業の会計のあり方について検討し、「中小会計要領」について論じてみたい。

2. 金融資本主義とグローバルスタンダード

(1) 金融資本主義の司令塔—金融安定理事会

今日のグローバゼーションを推し進め、グローバル資本主義の段階を生み出してきたのは多国籍銀行や多国籍企業などの多国籍資本である。特に1991年の「社会主義」体制崩壊以来、それらの活発な活動により、金融を軸とした資本主義のシステムが全世界に広がる中で、「世界市場」の形成が急激に進められてきている。そうした国民国家の枠を超えた多国籍資本の存在は、各国政府による規制の網ではとらえることはできず、様々な側面において多国籍資本の横暴で無秩序な行動が問題となってきているのはいうまでもない。そうした資本の行動が市場の混乱を招かないための一定の秩序が市場のインフラとして求められてもいる。今日のグローバル資本主義においては、世界政府が存在しない中で、多国籍資本の行動を規制したり秩序づけたりするためのルールや規範・基準の作成が様々に試みられているのである。

そうした国際的な管理・統制はグローバル・ガバナンス¹⁾という言葉で表現されるが、グローバルスタンダードは、グローバル・ガバナンスを構成する重要な要素である。グローバルスタンダードは、グローバル・ガバナンスにおいてどのような位置と役割をもち、多国籍資本の規制に対してどのような関係にあるのであろうか²⁾。

グローバルスタンダードは、グローバル資本主義にとって一定の経済秩序を必要とすることから形成されると考えられる。グローバルスタンダードは、企業や市場の秩序破壊的な暴走を食い止め、国際的に共通の枠組みや基準を課するという形で、各国市場ごとの相違を超えて企業

や市場の活動をグローバルに促進する役割をもっている。しかしグローバルスタンダードは、各国ごとの独自性や慣習・文化との摩擦を生じ、各国の経済社会に打撃を与える可能性をもっているという点で、これまでの国民国家体制にたいして阻害的な側面ももつ。またグローバルスタンダードといっても、その多くは英米主導によって開発されたアングロサクソン型スタンダードであり、民間機関中心による市場対応のルールであるという点に特徴がある。

グローバルスタンダードはマクロ経済から金融や会計にいたるまで広がっているが、今日のグローバル資本主義にとって重要となるのは、国際経済の中心となる金融・証券のシステムに関わるグローバルスタンダードであり、そうしたグローバルスタンダード形成に主導権を発揮する機関が「金融安定理事会」(Financial Stability Board)である³⁾。

「金融安定理事会」は、1999年4月、G7のイニシアチブによって当初は「金融安定化フォーラム」(Financial Stability forum)の名称で設立された。しかし、リーマンショックによる世界金融危機後の2008年11月、G20において「金融安定化フォーラム」の強化が求められ、また2009年3月の国連における「国際通貨・金融改革専門委員会」のステイグリッツ委員長報告の中で、国際金融システム改革を担うために「フォーラム」の改善の必要性が勧告されたことを契機に、2009年4月から組織を拡張し名称を「金融安定理事会」と変えている。現在では、主要国の代表と国際金融機関、基準設定機関・規制監督機関から成るメンバーによって構成される。

「金融安定理事会」を構成するメンバーは、理事会への移行に際し中国やロシア、アジア・南米諸国などが入ったとはいえ、そのほとんどが今日の金融資本主義の中枢に位置する国と機関であり、理事会は国際金融市場をコントロールする総本山ないしは司令塔のような大きな役割をもっていると考えられる。その主要な活動

図表1 金融・証券システムにおけるグローバルスタンダード

領域	スタンダード	設定機関
(1) マクロ経済政策と情報の透明性		
通貨・金融政策の透明性	通貨・金融政策の透明性に関する実務規定	IMF
財政政策の透明性	財政政策の透明性に関する実務規定	IMF
情報（データ）の普及	特別データ普及基準／一般データ普及システム	IMF
(2) 金融規制および監督		
銀行の監督	有効な銀行監督のための中心原則	BCBS
証券の規制	証券規制の目的と原則	IOSCO
保険の監督	保険中心原則	IAIS
(3) 制度および市場のインフラ		
危機の解決と預金保険	効果的な預金保険システムのための中心原則	BCBS/IADI
破産	破産と債権者の権利	世界銀行
コーポレートガバナンス	コーポレートガバナンスの原則	OECD
会計と監査	国際会計基準 国際監査基準	IASB IAASB
支払・清算・決済	金融市場のインフラに関する原則	CPSS/IOSCO
市場の高潔性	マネーロンダリングおよびテロリズムの 資金調達・増殖との関与に関する FATF の勧告	FATF

(注) 本文中で紹介した組織名称以外の表中の組織名称は次の通り。IADI（預金保険国際機構）、IAASB（国際監査・保証基準審議会）、FATF（金融活動タスクフォース）。

(出所) Financial Stability Board ウェブサイト (http://www.financialstabilityboard.org/cos/key_standards.htm) 2013年2月3日。

の1つがグローバルスタンダードの形成である。

(2) グローバルスタンダードの形成

図表1は、理事会が提示する金融・証券システムにおける12のグローバルスタンダードを示している（原題は「健全な金融システムに関する12のキースタンド」⁴⁾）。

12のキースタンドは、3つの共通課題（マクロ経済政策と情報の透明性、金融規制および監督、制度および市場インフラ）と12の領域に関わっている。いずれも今日のグローバルな金融資本主義の展開にとって欠くことのできない課題と領域である。理事会は各スタンダードの形成になみなみならないエネルギーを注いでいる。各スタンダードの作成はそれぞれの機関独自の活動によって行われるが、それらは別々のものではなく、理事会の全体的な戦略的目標のもとに調整と連携を通じて形成されていると見なければならない。

注目すべきは、理事会がこれらのスタンダードの導入により、目的に掲げた国際金融の安定化だけでなく、国内の経済金融システムの形成

にも寄与するとしている点である。グローバリゼーションの影響が及ぶというのではなく、当初から国内の経済金融システム自体を転換させようという目標が設定されているのである。

「国際的スタンダードの発展・導入とその首尾よい実施は、健全な規制と監督、より広範な透明性、およびより効率的で活力ある市場・制度・インフラを促進することにより、国内の経済金融システムを強化するのを助ける」。「その導入と実施は、経済金融部門の発展に関するその国の全体的な戦略に適したものとなるはずである」。「(スタンダードの導入に関連して) 実施のための有効な法的枠組みとインフラを形成することが各国経済にとって重要である」⁵⁾。

このように、12のキースタンドは、国際市場だけでなく国内の経済構造のあり方を大きく転換させる役割をもっているといわねばならない。グローバルスタンダードの導入は、その国の経済社会の仕組みを変える大きなインパクトをもたらすのである。すなわち「金融安定理事会」のもとで、各スタンダードは一体のものとして、各国経済のグローバル資本主義への統

合を促進するものとなるのである。

したがって、たとえば国際会計基準だけを単独で見ただけでは、その性格を見極めることができない。国際会計基準はこれらのグローバルスタンダードと連動して機能しており、そのような意図や背景のもとに設定されていると見るべきである。世界銀行とIMFが、発展途上国や旧社会主義国への資金融資にあたって国際会計基準を導入するよう圧力をかけてきているのは、そうした連動の何よりの証左である⁶⁾。国際会計基準について詳しく見てみよう。

3. 国際会計基準とは何か

(1) 国際会計基準の形成と発展

国際会計基準(International Accounting Standards, 以下IAS)とは、長年にわたって国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee, 以下IASC)によって設定され、その後、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, 以下IASB)に引き継がれた、「世界的に承認され遵守される」ことを目的とした一連の会計基準のことである。IASBはIASCの組織再編によって生まれた機関であるが、単なるIASの継承にとどまらず、新たな会計基準を国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, 以下IFRS)として設定し、会計基準の世界標準化をめざそうとしている。IASとIFRSが併存しているが、今日では国際会計基準はIFRSという略称によって表わされるに至っている。

それではまず、簡単にIASCの設立からIASBへの転換に至る経緯を国際会計基準の役割の変化を交えて見てみよう。

図表2はIASCからIASBへの変遷をそれに関係する国際機関と関連づけて概観的に見たものである。

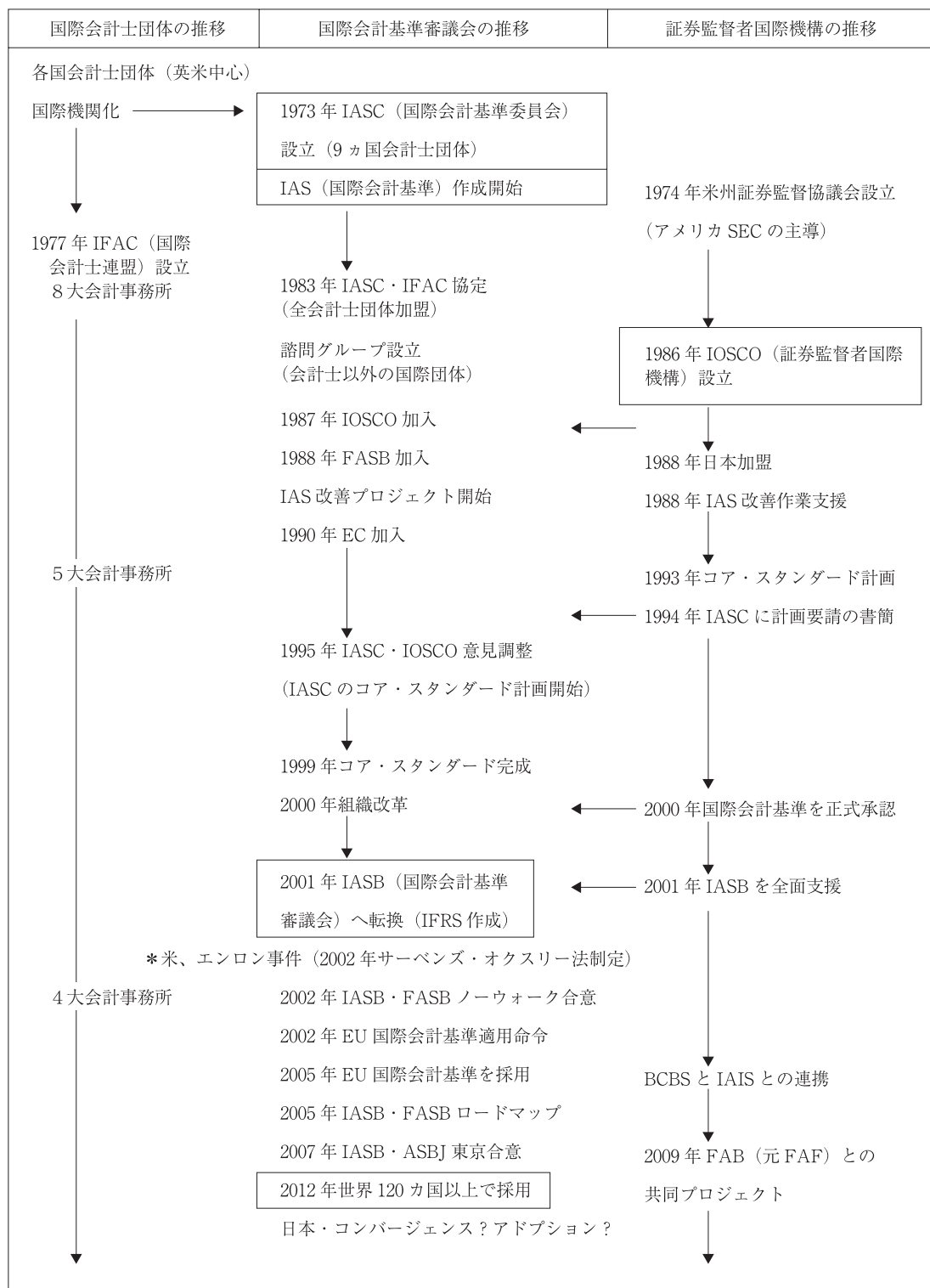
IASCは当初は、1973年に9ヵ国(アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、フラ

ンス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ)の公認会計士団体によって設立された民間の国際組織であった。IASCは、企業の多国籍化を背景に会計基準の国際的調和化が必要であるとの論議の高まりから生まれたものである。設立後のIASCはIASの設定を次々に行ったが、単なる民間の国際組織でありIASが強制力を有するものでないことから、当初は各国の会計基準にほとんど影響を与えることがなかった。したがって各国におけるIASの導入はきわめて緩慢に推移し、1980年代まで国際的調和化は遅々として進まなかった。

そうしたIASの状況を大きく転換させたのが、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions, 以下IOSCO)の関与であった。IOSCOの前身は、南北アメリカの証券市場を監督するためにアメリカ証券取引委員会(Securities and Exchange Commission, 以下SEC)の主導によって創設された米州証券監督協議会である。1986年にイギリス、フランス等が参加したことを契機にIOSCOの設立となった。

IOSCOは、各国の証券市場監督機関から構成される公的な性格の国際機関である。監督機関はアメリカSECやイギリスの証券投資委員会、日本の金融庁のような行政組織が中心であるが、ニューヨーク証券取引所や東京証券取引所のような組織も多く参加している。90年代に入って金融・資本市場のグローバル化が進展し、多国籍企業の多国間公募・多国間上場が増大する中で、証券市場規制の国際的調整が必要となりIOSCOの活動が活発化していった。多国間公募の効率性を高めるための国際的な会計ディスクロージャー制度の形成を求め、IOSCOが取り組んだのがIASCへの支援とIASの活用であった。1987年にIASCの諮問委員会(会計士団体以外の国際団体による組織)に参加したことを契機にIOSCOはIASの検討を開始し、IASの改善の必要性を提起した。というのは、IASは各国での受容を想定

図表 2 国際会計基準の形成・発展過程



して選択の幅のある妥協的な基準となっていたからである。

IASCもIOSCOの支援のもとに1988年から比較可能改善プロジェクトを開始しIASの改訂作業を進めていった。1993年には、IOSCOは国際的な資金調達に使用される「包括的な会計基準の体系」に含まれるべき会計基準をコア・スタンダードと名づけ、コア・スタンダードに対応するIASの改訂や新たなIASの策定をIASCに要請した(図ではコア・スタンダード計画と表現)。その後、IOSCOとIASCとの意見の調整と合意を経てコア・スタンダードをめざすIASの改訂・策定作業がなされ、最終的に1999年にコア・スタンダードが完成し、2000年5月にはIOSCOによって承認されることとなった。

こうしてIASは民間組織の提唱する妥協的な基準にすぎなかった存在から、統一的で国際的な権威ある会計基準へと変化していった。そしてそれと併行して、当初、各国の公認会計士団体の民間国際組織にすぎなかったIASCも、IOSCOの支援を受けて次第に権威ある国際会計基準の設定機関に変化していったのである。

2000年にはそれはIASCの組織改革にまで進んだ。2001年からはIASCは単なる民間国際組織から各国の会計基準設定機関によって構成される国際機関へとその性格を転換させ、名称も変更した。それが現在のIASB(国際会計基準審議会)である。しかしIASBは権威ある国際的な機関といっても各国政府によって構成される政府機関ではない。IASB構成メンバー(特に中心となる理事会)は民間組織であることが要請されている。各国の民間の会計基準設定機関によって構成される国際会計基準設定機関を、公的組織であるIOSCOが全面支援する体制となったのである。

(2) IASB=IOSCO体制の確立

そうしたIOSCOの中核となっているのがアメリカSECであり、規制のグローバル化は

まさにアメリカ主導で進んでいるとあってよい。IOSCOの主導下でのIASの設定方式がアメリカ国内での会計基準の設定方法と相似している点にもそれは現れている。アメリカでは政府組織であるSECは証券市場を監督するが、会計基準の設定は民間組織である財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board, 以下FASB)に委ね、作成された基準に承認を与える形で会計規制を行っている⁷⁾。このような民間の基準設定機関に権限を与える方式を、IOSCOはIASBを使って国際的に拡張したと考えられる。アメリカ型(英語圏共通であるのでアングロサクソン型)の基準設定方式がIASBにもちこまれたとあってよい⁸⁾。

そうした方式の中で日本でも、2001年から政府の企業会計審議会から民間の企業会計基準委員会(ABJ)に基準設定権限が委譲されている⁹⁾。そうした民間機関方式はEU主要国(仏、独等)にも導入され、EUも大きく変化してきている。こうした民間主導の基準設定方式は、グローバル資本主義がとる市場原理重視とそのための規制緩和推進の方法論に合致したものと考えられる。まさにIASB=IOSCO体制ともいうべきアングロサクソン型のグローバルスタンダード形成のシステムが会計領域で国際的に構築されているのである¹⁰⁾。

そうした特徴はIASBの組織構造にも現れている。構成メンバーを見てみると、審議会メンバー16名中6名が英米出身のほか、英米の会計教育を受けたり英米の会計事務所に属するメンバーが3~4名おり、英米圏の影響下にあることがわかる。IASBのいずれの組織においてもアングロサクソン系の比重は高くなっておりIASBにおいては組織構成の面でも英米主導の構造が組み込まれているといわねばならない。

IASCからIASBへの移行と国際会計基準の役割変化の背景には、急速に進んだ金融・資本市場のグローバリゼーションに対する規制

機関としてのIOSCOの主導権の拡大・強化が存在しているといわねばならない。IOSCOはIASの承認に続き、国際会計士連盟(IFAC)の作成した国際監査基準(International Standards on Auditing)を一括承認し、国際会計基準と併せて会計規制の実効性を高めようとしてきている。また、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構(IAIS)との金融コングロマリットに対する監督のための連携や、G10の中央銀行によって設立されたCPSS(支払・決済システム委員会)との証券決済システムのための共同勧告などIOSCOの活動はさらに活発になっている¹¹⁾。IOSCOは金融グローバリゼーションの中で大きな比重を占める証券規制の主導的役割を担っているのである。

4. IASBの会計グローバリズム戦略

(1) 国際会計基準の「融合」戦略

それではIASBはどのような戦略のもとに会計のグローバリゼーションを推進しているのであろうか。IASBが意図する国際会計基準の性格を見てみると、それは定款の中の目的に現われている¹²⁾。IASBは単一の国際会計基準を作成し、各国国内基準もそれに融合させようとしている。すなわち世界が単一の会計基準で運用されることをめざすのである。こうした会計基準の世界標準化はグローバリゼーションの極致といってよい。

このような意図のもとに2001年からIASBの活動が開始されたが、IASB自身の予想をはるかに超えるスピードで国際会計基準の採用・導入が広がっていった。何よりもEUにおける採用が大きなインパクトをもっており、それが加速化の一因でもある。2012年末で120カ国を超える国が採用・導入を行っており、その勢いはとどまるところを知らない。

国際会計基準を受け入れる方式は様々であるが、主に国内基準を国際会計基準と同様の内容

に変換していくコンバージェンス(統合)方式と国際会計基準をそのまま採用するアドプション(採用)方式がある。当初のIASBの戦略は、各国会計基準を国際会計基準に近づけていく「調和化」であったが、IASBのコンバージェンス(統合)方式はその「調和化」をさらに一歩進めたもので、国内基準の名称・形式は変えないまま中身を国際会計基準と同じものにするというものである。それに対して、アドプション(採用)方式は国際会計基準を基本的にそのまま導入するものである。アドプション方式にも、全体を丸ごと採用するフル・アドプション(全面採用)方式と、基準ごとに採用を検討し、場合によっては一部を修正するEUのようなエンドースメント(部分承認)方式がある。コンバージェンス方式やエンドースメント方式の場合は、微妙な各国ごとの解釈の違いが生まれることもあって、国際会計基準といっても必ずしも単一なものとなっているわけではない。各国はそれぞれの思惑によってコンバージェンス方式やアドプション方式をとっているのが現状である。

EUがエンドースメントによるアドプション方式をとっているのに対し、アメリカと日本はこの間コンバージェンス方式をとってきている。

2002年9月にはIASBとアメリカFASBの共同会議が開催され国際会計基準とアメリカ基準とのコンバージェンスをめざすノーウォーク合意が取り交わされた¹³⁾。これまでは基本思考を同じくしつつもIASBとFASBの基準には個々に相違が存在した。その背後には英米の基準の相違もあると考えられる(国際会計基準はイギリスの基準に近い)。しかし、ノーウォーク合意はそうした局面を大きく転換させようとするものであった。FASBの基準設定方式は細部を定める細則中心(rules-based)アプローチであったが、その後はIASBと同様の、基本を定め細部を監査に委ねる原則中心(principles-based)アプローチへと移行が図られようとしており、基準の見直しのための共同

プロジェクトが進みつつある¹⁴⁾。日本も2005年にIASBとの協議を開始し、アメリカと同様にコンバージェンスを進めようとしている。後に触れるように日本はアメリカの後を追いかけることに腐心していると考えられる。

何よりも重要なことは、国際会計基準のアドプションが多くの中進国や発展途上国で進んでいることである。東南アジア、中東、アフリカ、中南米などの国々や旧社会主義国の東欧やロシアなどの国々が採用を決定している。これは、グローバル市場の発展に組み込まれる過程で、会計基準の設定が遅れたり不備だったりした国々が手っ取り早く会計のインフラを作るために、完成品である国際会計基準をワンセットで採用したことによるものである。その背後には世界銀行・IMFの圧力やIOSCOの指導があることはすでに述べたとおりである。

このように国際会計基準が世界の多くの国で採用・導入されてきており、世界が単一の会計基準に近づくというIASBの意図はかなりの確度で実現しつつあるといえることができる。

(2) IASBの政治経済学

IASBがこのような国際会計基準の世界的な拡大に成功したのは、先に見た「金融安定理事会」を構成する国々や機関との連携や支援だけでなく、IASB自身の「統合」に向けた戦略的活動があったからにはほかならない。またその背後で、EU、イギリス、アメリカの国際会計基準をめぐるヘゲモニー（覇権）争奪の動きが存在することも深く関連している。

国際会計基準の内容について見れば、多くの論者が指摘しているようにアメリカの基準とは相違点が多く、相対的にイギリスの基準に近いと評価される。これまでの国際会計基準の形成においてはイギリスの主導性が認められるのである。アメリカSECが主導するIOSCOの影響力のもとで形成されたIASBの中でアメリカが国際会計基準形成にリーダーシップを発揮することができなかったのはなぜであろうか。

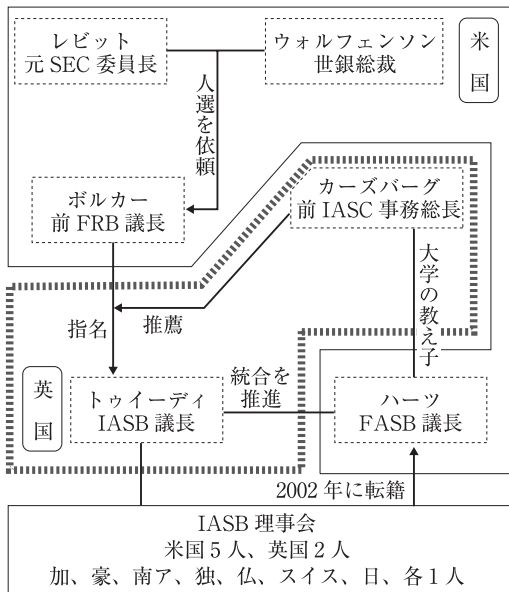
それは、アメリカこそがもっとも高い品質の会計基準を設定しているとの認識（IASBの先を進んでいるという認識）を自他ともに誇っていたことで、IASBの国際会計基準とは一線を画していたからであると考えられる。これまではアメリカ会計基準の先進性を掲げることが会計領域でのアメリカの覇権を意味していた。世界の資金調達を中心の1つはニューヨーク証券取引所であり、そこではアメリカの会計基準が使用されていたからでもある。

そうした事態を一変させたのは2000年のエンロン事件であった。高品質を誇ったアメリカの会計のもとで起きた一連の会計不正によってアメリカの権威が失墜する中で、アメリカSECはIASBに対して会計基準作成の原理や方法の変更の検討を要請した。この事件を契機にアメリカはIASBとの統合へと路線を転換したと考えられる。アメリカはこれまでのような単独の覇権の形ではなくIASBの中での国際会計基準形成において覇権を握る方向をめざしているように見える¹⁵⁾。

それに対してEUはIASB設立当初から国際会計基準導入に積極的であった。EUは2002年に国際会計基準の採用を決め2005年から域内上場企業約7,000社の連結財務報告に国際会計基準の適用を義務付けた。EUは国際会計基準採用に当たってIASBに対して、EU全体の公益に合致することを条件に、IASBにおけるEUのポジションの確保、国際会計基準設定プロセスへの欧州財務報告アドバイサリーグループの参加を求め、IASBはこれを受け入れた。アメリカに対抗して、EUはこのようにIASBの中に地歩を築く形で国際会計基準設定に大きな影響力を持とうとしてきているのである¹⁶⁾。

EUの積極的参加を得ることができたことはIASBの国際会計基準のグローバル化を大きく促進するものとなった。今日における120カ国以上の採用はこうしたEUの動きなしには考えられない。

図表3 国際会計基準をめぐる人脈図 (2003年時点)



(出所)「日本経済新聞」2003年8月19日付。

今やIASBはEUの全面的な参加、アメリカとの統合、中国の積極的参加など、国際会計基準の作成と普及のための強力な基盤と体制を構築しようとしているのである。IASBの活動はこのような広がりを見せているが、それを支える中心的メンバーについては依然として、図表3のような英米の人脈に依拠している点について留意しておきたい。

こうした人脈は明らかに英米の金融・証券に関わる人脈であり、先にみた「金融安定理事会」につながる人脈である。EUを包摂しながらもIASBはなお英米主導で会計グローバリズム戦略を展開していると見なければならぬ。

(3) IASBの中小企業会計基準

そうした中でIASBのもう1つの重要な戦略となってきたのが、中小企業会計基準のグローバルスタンダード化である。2009年にはIASBの中小企業会計基準が作成されるに至っている¹⁷⁾。

IASBでは2003年以來、中小企業会計基準についての論議が展開されてきた。国際会計基

準は多国間上場をめざす大企業を対象としたものであるが、そうした対象ではない中小企業会計基準の設定にIASBはなぜ関わってきたのであろうか。それはグローバルな中小企業会計基準を設定することについての強い要請があったからであり、それを根拠にIASBは中小企業会計基準の開発に取り組んできたのである。国際会計基準を一括採用した発展途上国が、大半の企業が中小企業でしかない現実の中で、中小企業のための簡素化した基準の策定について要望したことによるものであるが、しかし、そればかりではなくIASBの中にも推進要因があると考えられる。IASBにはイデオロギーともいべき統合化に向けた思考が存在し、それがIASBを中小企業会計基準に駆り立てていったといわなければならない。それは「国際会計基準は、上場企業も非上場企業にも、大企業も中小企業にもすべての企業に適用可能なものであるものとIASBは確信する」という思考である。

いくつかの報告や文書から次のようなIASBの戦略的意図を推察することができる¹⁸⁾。

- ① 中小企業会計基準は国際会計基準の補完物や従属物ではなく、2大基準として完全な国際財務報告基準と並ぶ重要な基準であること。
 - ② IASBの想定する中小企業の規模(従業員50名、売上10億円)は、小企業や零細企業ではなく中規模に近い企業であり、それらは投資対象となる可能性をもち、将来、資本市場に参入する可能性をもった上場企業予備軍として期待されること。
 - ③ そのためには国際的な比較可能性をもち、上場の際には国際財務報告基準への移行が容易であることが求められること。
 - ④ IASB国際会計基準の役割がグローバルな金融・資本市場のインフラ形成であるとするれば、国際中小企業会計基準にはこのグローバルな金融・資本市場の土台を大きく拡張し活性化する役割が求められること。
- 以上のことに見られるように、何よりもIA

S Bによる国際中小企業会計基準の形成は、国際金融・資本市場の展開にとって大きな意味をもつものであるといわねばならない。すなわちここには、国際金融・資本市場からの中小企業会計基準への強い期待感が現れているといわねばならない。新たな投資対象となりうる広範かつ多数の中小企業を裾野とした、巨大な国際金融・資本市場の形成が想定されるのである。

しかし中小企業会計基準のグローバルスタンダード化は、各国の経済基盤を支える中小企業の態様に多大な影響を与えるものとなる。各国経済が独自の生活文化や慣習を伴うものである以上、グローバルスタンダードと各国基準との軋轢は、そうしたものと密接に関連する中小企業の活動に様々な問題を引き起こすと考えられる。各国の経済主権とグローバリゼーションとの矛盾が中小企業の領域で集中的に現れることになるであろう。急速なグローバリゼーションの進展の中でどのように今後の中小企業会計基準をめぐる事態が展開するかはなお混沌としているといわざるをえない。

以上が国際会計基準をめぐる動向であるが、次に日本における国際会計基準の導入状況とそれをめぐる論議を見てみよう。

5. 日本における国際会計基準の導入と混乱

(1) 日本の会計制度

日本における会計はこれまで2つの法律によって規制されてきている。2005年以前は証券取引法と商法であったが、2006年からは金融商品取引法と会社法となっている。2005年に証券取引法が金融商品取引法に法改正され、商法の会社に関する部分が独立して新たに会社法として制定されたことで、法律名とともに会計に関する規程にも変化が生じている。

大きな変化は会社法の側で生じている。日本の商法は、明治期にドイツ商法をモデルに制定され、戦後の改正を経て、日本における会社会計を長年にわたって規制してきた。その特徴は

法の目的を「債権者保護」に置き、「分配可能利益の計算」に関する会計ルールを定めてきたことである。分配可能利益の計算は、当期利益の算定をしたうえで、株主のために分配可能利益と債権者のための分配不能利益とを明確に区分するものであった。それに対して証券取引法は、法の目的を証券市場での「投資家保護」に置き、上場会社に対して投資家のための「会計情報の開示」と「公認会計士による監査」を要請するものであった。証券取引法は戦後、アメリカ占領下で経済民主化のための証券市場育成を意図してアメリカ証券取引法をモデルに制定されたものである。

2つの法律の求める会計は、目的や対象が相違することから、元来大きく異なるものであった。当初は戦後のアメリカの影響下で、近代的な会計として証券取引法の求める会計が会計制度の基本に据えられた。1949年に制定された「企業会計原則」がそれである。「企業会計原則」は法律ではないが、順守されるべき会計規範として位置づけられ会計ルール作成の基本原則とみなされた。証券取引法は法律の条文上では会計について規定せず、その詳細を大蔵省令である「財務諸表規則」に委ねたが、その第1条で「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という表現で「企業会計原則」を中心とした会計ルールを指し示す形をとった。その結果、戦後長らく（1990年代まで）「企業会計原則」を中心とする会計制度が大きな影響をもつこととなった。

商法の求める会計も証券取引法の近代的会計の影響を受け、何度かにわたる調整や対立を経て変化していったが、商法の「債権者保護」と「分配可能利益の計算」に関しては条文上で独自の会計規定として明記される形がとられた。その結果、日本では証券取引法会計と商法会計の異なった会計が長期にわたり二重に存在することとなったのである。そこでは証券取引法会計は約4,000社の上場大企業等、商法会計は約260万社の中小企業（約100万社の株式会社と約

160万社の有限会社)に適用され、大企業と中小企業の棲み分けがなされてきたといえることができる。

しかし、2006年に制定された会社法はかつて独自に存在した商法会計の規程を継承せず、アメリカ流の方式をとることとなった。アメリカ流の方式とは、会計に関しては証券取引法会計に委ねるやり方である。会社法第431条で、会計については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」と規定し、会社計算規則第3条で「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」と規定している。この「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は、先に見た証券取引法（現在は金融商品取引法）の下にある財務諸表規則第1条の文言と同じであることから、この規定は証券取引法が意味する会計を指すものである¹⁹⁾。すなわち、今日の会社法は会社法独自の会計規定をもたずに、会計については証券取引法会計（金融商品取引法会計）に委ねる方式をとるのである。これはアメリカ流の規制緩和型の方式である。

(2) 国際会計基準の影響

この方式は中小企業を中心とする日本の株式会社に国際会計基準の影響を及ぼすものとなる。先に述べたように2001年には国際会計基準審議会（IASB）に参加するために、会計基準の設定機関を政府組織から民間組織に転換することとなった。これまで政府の組織である企業会計審議会が会計基準の設定機関であったが、財団法人財務会計基準機構が日本経団連や公認会計士協会などにより設立され、そのもとに企業会計基準委員会（ASBJ）が民間の会計基準設定機関として創設されたのである。したがって「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は、今や民間の企業会計基準委員会によって設定される形となっている。しかもその企業会計基準委員会は国際会計基準とのコンバージェンスを目的とする組織でもある。企業会計

基準委員会によって設定される会計基準は国際会計基準と相似の基準であり、それが日本の会計基準として金融商品取引法会計としてのみならず会社法会計として適用されるのである。商法会計の時代には証券取引法会計とは一線を画して、中小企業は上場大企業とは異なる会計を行うことができたが、会社法においては中小企業といえども上場大企業と同じ会計基準が基本的に適用されることになるのである。

すなわち中小企業が国際的な投資家のための国際会計基準の影響をストレートに受ける関係が日本の会計制度の中に生まれたといえることができる。そうした中小企業への影響を懸念して作られたのが「中小企業会計指針」である。しかしその基本は上場大企業向けの会計を簡略化したものにすぎず、多くの中小企業にとっては会計の負担は重くなるばかりである。

会社法会計はそのような問題を多くの中小企業にもたらすものとなった。しかし一方、中小零細企業においては税務申告のための会計（いわゆる税務会計）だけを行う会社や事業者がほとんどで、事実上、財務諸表の作成・提示は行われていないのも現実である。ある意味で、中小企業の領域においては会計基準とそれによる実務のあり方は混沌としているといえるのである。

(3) 会計基準をめぐる混乱

それをさらに混乱させる事態がこの間起こった。2009年に金融庁が「わが国における国際会計基準の取扱いに関する意見書」を発表し、国際会計基準のアドプション（採用）の方向性を提起したのである。それは2010年から上場会社の連結財務諸表への国際会計基準の任意適用を認め、2012年中に上場会社への強制適用の可否を決定し、2015、16年をめどに強制適用の方向へ踏み出すというものであった。日本では企業会計基準委員会を中心にコンバージェンス方式をとっていたはずなのに、急に金融庁からアドプション方式が提案されたのである。この背景

にはアメリカへの追随がある。その前年にアメリカにおいて、国際会計基準の任意適用および強制適用をめぐる提案がなされ2011年中に決定する動きとなったからである。同じくコンバージェンス方式をとっていたアメリカがアドプシヨンの方向性を示したことに遅れをとらないために日本の金融庁が動いたと考えられる。

しかもこのアドプシヨンは連結財務諸表のみに当面は適用されるというものであった（「連結先行」論という）。それまで日本では、個別財務諸表と連結財務諸表をワンセットにして国際会計基準とのコンバージェンスを進めてきたが、金融庁の提起はそうしたやり方への疑念を一気に噴出させるものともなった。

EUでは、国際会計基準のアドプシヨ方式をとってはいたが、あくまでも上場会社への連結財務諸表にのみ適用することとされ、個別財務諸表は各国の判断に任せるとされていた。その結果、多くの国々は連結には国際会計基準を適用するが、個別には国内の基準を適用するスタイルをとったのである。つまり上場大企業は国際会計基準を使うが、中小企業はそれと関係なく自国の会計基準に従うというように、連結と個別（単体ともいう）の棲み分けをしているのである（「連単分離」論という）。このやり方は、国際会計基準の影響を国内の中小企業に及ぼさないための工夫された方式である。

金融庁の提起は結果的に、大企業も中小企業も一体とし連結も個別も区別しない日本のこれまでのやり方に疑問を投げかけるものとなった。なぜEUのような「連単分離」方式により、上場大企業と中小企業との棲み分けを図ることができなかったのかという問題である。それは日本の会計がアメリカに追随する形で形成されてきたからである。アメリカでは証券取引法会計を基本とした連結中心の体制であり（連結と個別の区分がない）、それが日本のモデルとなってきた。特に2006年の会社法改正はアメリカ流の会計制度へと舵を切る元凶となったといえる。

しかし日本が後を追うアメリカにも問題が生

じることとなる。当初は2011年中にアメリカも国際会計基準の適用を決定する動きであったが、様々な意見が噴出する中で、「国際会計基準適用を求める米企業家や投資家の声はそれほど多くない」（SEC委員長）との判断によって国際会計基準の適用延期が決定されたのである。それを受けて（追随して）、同じく日本でも2011年に国際会計基準の適用延期が決定されることとなった。したがって現段階ではアメリカも日本も国際会計基準の強制適用は延期のままの状態となっているのである。

そうした事態の中で日本では非上場会社や中小会社、単体の会計をめぐる論議が急速に活発化することとなった。連結と単体を区分し、単体にはできるかぎり国際会計基準の影響を少なくしようという議論である。2010年には中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」中間報告と財団法人財務会計基準機構「非上場の会計基準に関する懇談会」報告書が公表され、2011年には財団法人財務会計基準機構「単体財務諸表に関する検討会議」報告書が公表された。これらの議論は、これまで大企業も中小企業も区別なく、また連結と単体の棲み分けもなく一体的に進められてきた日本の会計に関する制度設計に問題を提起するものであった。日本の「企業会計は混乱期に突入」したとも評されるような日本の会計制度のあり方をめぐる論議が活発化したのである。

6. 中小企業会計基準の形成

（1）中小企業会計をめぐる会計基準の動向

活発化した論議の中心は、中小企業のための会計制度をどのように設定すべきかという問題であった。2010年の中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」中間報告と財団法人財務会計基準機構「非上場の会計基準に関する懇談会」報告書を受けて、2011年には「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、中小企業のための会計基準の検討が進められた。そうした検討

図表4 日本の会社と会計基準

区分	会社数	連結	個別（単体）
上場会社	約 3,600 社	IFRS 適用 (任意)	日本基準
金商法開示会社	約 1,000 社	日本基準	日本基準 (簡略化)
会社法大会社	約 10,000 社	作成義務なし	中小会計指針
上記以外の株式会社	約 260 万社		中小会計要領

(出所) 財務会計基準機構「非上場会社の会計基準に関する懇談会」報告書の図をもとに作成。

によって提案されたのが同年10月の「中小企業の会計に関する基本要領（案）」であった。この提案に対してはパブリックコメントが募集され、様々な意見を集約した後にとめられて発表されたのが2012年2月の「中小企業の会計に関する基本要領」である。この「中小会計要領」は新たに形成された日本の中小企業のための会計基準であり、その特徴は「国際会計基準の影響を受けない」ことを明らかにした会計基準である。

その結果、日本には図表4のような会計基準が併存する状況が生まれることとなった

上場会社約3,600社は金融商品取引法が適用され、連結財務諸表を主、個別（単体）財務諸表を従とする開示を行うが、連結財務諸表には現在の時点では国際会計基準（IFRS）を任意に適用することができる（国際会計基準を任意適用している会社は数社にとどまっている）。そうでない場合は連結も個別もともに日本基準に従うことが求められる。この日本基準は国際会計基準とのコンバージェンスが進行中の基準であることはすでに見たとおりである。

上場会社以外にも金融商品取引法が適用される大企業が約1,000社あるが、それらは連結と個別の双方で日本基準に従うことが求められる

（IFRSの任意適用はなされない）。

それから下はすべて会社法が適用される企業である。会社法では資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社が大会社であり、それ未満は中小会社として区分される。会社法では連結財務諸表は義務づけられていないので、すべて個別（単体）財務諸表がどのような基準に従うかが問題となる。会社法上の大会社には、個別財務諸表において日本基準が適用される（簡略化も認められる）。この基準が金融商品取引法上での「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（企業会計基準委員会の設定する基準）であることはすでに述べたとおりである。したがって、この基準は上場企業と同じく国際会計基準とのコンバージェンスが進む会計基準であることはいうまでもない。

問題となるのは約260万社の中小企業（図表では上記以外の株式会社）である。会社法の制定にあたって、上場大企業向けの金融商品取引法の会計基準が中小企業に直接適用されることにならないように2005年に「中小企業の会計に関する指針」（図では「中小会計指針」）が策定された。「中小会計指針」は、すでに述べたように国際会計基準とのコンバージェンスが進む日本の会計基準を中小会社向けに簡略化したものである。中小企業でも「会計参与」を設置す

る会社は「中小会計指針」に準拠することが求められるが、その作成負担はかなり過重とならざるをえない。したがって「中小会計指針」に従う中小企業はあまり多くないのが実態である。

「中小会計要領」が生まれる以前は、圧倒的に多くの中小企業は税務申告のためだけの法人税法による税務会計を行っている状況にあったといえる。それはあえていえば、単なる税務であって財務会計ではない。財務会計とは、経営状況を経営者が判断するとともに、株主や金融機関等の利害関係者に適切な財務情報を提供することに資するものである。企業の発展にとって財務会計は不可欠なものである。今日的に言えば、「情報」を生かすことなしに経営の発展は考えられない。財務情報は、企業が自らを正確に判断し、利害関係者の理解を促し、資金調達を円滑に進めるために無くてはならないのである。企業の持続と発展を願う中小企業であればあるほど、税務会計のみに甘んじることは許されない。

そのような中小企業会計の空白を埋めるために作成されたのが「中小会計要領」であるといえる。2010年に閣議決定された「中小企業憲章」において中小企業の実態に則した会計制度の必要性が唱えられたことも、「中小会計要領」の誕生を促す大きな要因となっている。「中小会計要領」は、まだ生まれたばかりで広範な普及には至っていないが、ようやく中小企業にふさわしい中小企業のための会計基準が設定されたといえることができる。

図表にあるように、日本の会計制度は重層的で複雑な様相を帯びており、今後も変化が予想されるが、国際会計基準との関係で見れば、国内の中小企業がその影響力に翻弄されることなく、国の経済主権を守りつつ実態に即した会計を行うことができる体制が作られたといわねばならない。

(2) 「中小会計要領」の意義

「中小会計要領」のもつ意義を明らかにして

おきたい。そのためには国際会計基準はどのような会計を求めるものであるかという点を簡単に見ておくことが必要である。

国際会計基準は、投資家のための会計をめざすものである。現代の会計理論は新古典派経済学やファイナンス理論の影響を強く受け、会計情報の中心を時価情報に置くものへと変貌を遂げている。以前は、取得原価会計が中心となっていたが、今日では公正価値会計（時価会計）が中心となろうとしている。

取得原価会計とは、複式簿記に基礎を置き、取引時点の価額（取得原価）にもとづき財務諸表を作成しようとする会計である。取引時点は基本的に売買の時点を意味することから、利益は販売によって生まれるものとされる。それは実現利益（販売利益）であるので、利害関係者への利益の分配には適した会計となる。なぜならば、販売からは現金収入が生じるので、株主への配当や納税の計算には適合しているからである。また、取引時点の証憑書類（請求書や領収書等）があることから検証可能な情報としての確かさを分配に際して示すことができるからである。

しかし、取得原価会計の欠点は、当然のことながら時価評価の情報が得られないことである。1990年代以降、金融中心の資本主義へと移行し、大企業や銀行の金融商品保有が高まる中で、時価情報が求められるようになった。金融投資の場合は取得原価ではなく現在どの程度値上がりしているかの時価情報が不可欠となる。また、投資理論も取得原価をベースとした実現利益よりも、株価を予想するための企業価値情報を求める方向に変化していった。将来どの程度のキャッシュフローが見込めるかを知るためにも公正価値情報（予想キャッシュフローの割引現在価値）が必要とされるのである。そうした中で、実現利益だけでなく様々な資産や負債の時価評価損益を包括する利益情報を求める公正価値会計（時価会計）が主流となってきたのである。

だが、公正価値会計はあくまでも投資情報としての意義をもつ会計にすぎない。基本的に上場企業に求められる会計であるといってもよい。確かに、多様な情報を含んだ会計として情報提供機能は増すことになるともいえるが、具体的に問題となるのは、公正価値会計を行うには多大な作成コストが必要となることである。公正価値を見積もるには金融機関やコンサルタント等の専門能力がなければならず、それを得るには相当なコストがかかることになる。

こうした公正価値会計は中小企業には必ずしも必要ではない。多くの中小企業には、投資家向けの投資情報としての会計ではなく、以前の商法が要請していたような利害関係者のための分配可能利益の計算を中心とした会計が引き続き求められているのである。そのような会計は、これまで戦後長らく行われてきた取得原価をベースとした会計によって果たされると考えられる。

そうした観点から見れば、中小企業には公正価値会計は不適切であり、それを求める国際会計基準の影響は極力避けるべきであるといわねばならない。こうした立脚点から生まれたのが「中小会計要領」である。

「中小会計要領」は中小企業の特徴に合った会計であり、国内経済の特徴を生かし経済主権の立場に立った会計である。「要領」では国際会計基準との関係が明記され、「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする」と書かれている。繰り返し述べたように、日本の会計基準が国際会計基準の影響を受けながら、コンバージェンスかアドプションかで揺れている状況の中で、多くの中小企業が国際会計基準の影響を回避して、自らの実態に即した会計基準をもつことは大きな意義があるといわねばならない。

その会計は、これまで試されずみの会計である取得原価会計（売買目的有価証券等には一部時価会計が適用される）を基本としたものであ

ることも意味あることである。取得原価会計は複式簿記をベースとした会計であり、実現利益を基本とした利害関係者のための会計である。それは配当と納税に適した分配のための会計である。分配可能利益の計算は複式簿記の生成から何百年と続く会計の基本をなすものである。公正価値会計の場合は、時価評価による評価損益が混入するので、分配可能利益としての当期純利益は後景に退き、包括利益と呼ばれる利益が中心に据わることになる。すでに述べたように、投資家はそうした評価損益の混じった包括利益の中に将来の投資価値を見出すことができるとされるのであるが、多くの中小企業はそのような投資市場の中に位置しているわけではない。投資家ではなく利害関係者に対する情報として適切なのは取得原価会計であり、それが多くの中小企業の行っている税務にも即応するものとなるのである。

別の面から見れば、取得原価会計は生産（モノ作り）や流通に適した会計でもある。多くの中小企業は金融投資ではなく生産と流通に関わっており、時価会計は必要としない。金融資本主義の傾向は強まるばかりであるが、経済の基本をなすのは生産と流通である。生産と流通の成果を示すことができる取得原価会計は依然として重要な意義を有しているといわねばならない。

こうした取得原価会計のあり方を集約したのが戦後長期にわたって企業会計の基本となってきた「企業会計原則」であるが、「要領」は国際会計基準の影響下で「死に体」となっていた「企業会計原則」を蘇えらせるものとなった。「企業会計原則」は取得原価会計のあるべき形を簡潔に示した会計基準であり、世界に誇るべき先人たちの叡智の結晶でもある。その「企業会計原則」を組み込むことになったことの意義は非常に大きいといえる。「要領」は今日でも「企業会計原則」が多くの企業にとって重要な基本基準であることを明らかにしたといえることができる。

7. おわりに

「中小会計要領」は、国際会計基準一辺倒と大企業中心になりかねない日本の混乱した会計制度の中で、国内経済と中小企業の実態に即して、多くの中小企業関係者の創意（総意でもある）によって生まれた意義ある中小企業会計基準である。日本の企業の多数派であるにもかかわらず、会計制度面である意味、放置され空白となっていた中小企業の会計領域で創出されたオリジナルな会計基準であるといってもよい。その内容は、伝統的な取得原価会計をベースとしたものではあるが、古いものを新しく蘇えらせ新たな意義付けを与えたという意味で、非常に清新な会計基準でもある。関係者が納得し同意したものが本来の会計ルールとなるのであり、それこそが「一般に公正妥当と認められたる会計基準」に相応しいといえるが、まさに「中小会計要領」はそうした会計基準に妥当するものであるといっても過言ではない。「中小会計要領」が普及し、多くの中小企業の会計実務として定着することが、そうした会計基準であることを証明することに他ならない。

国際会計基準は今後ますます大きな影響を及ぼし、その導入（コンバージェンス、アドプション）は進むと予想される。国際会計基準の中小企業版も本体の国際会計基準とともに先に見たように浸透していくであろう。グローバリゼーションの進展は不可避であるが、各国の経済社会の主体性を保持しつつグローバリゼーションを受容していくことが必要となっている。それは長期にわたる過程であろう。主体性を示すことがグローバル化への対応としては不可欠であるといわねばならない。「中小会計要領」は会計の領域においてそうした主体性を示すものとなると考えられる。「中小会計要領」の大きな普及・拡大に期待したい。

- 1) グローバル・ガバナンスについては、遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの最前線』東信堂、2008年参照。
- 2) 詳しくは小栗崇資「多国籍企業の規制とグローバルスタンダード」『経済』2012年6月号参照。
- 3) 小栗崇資「IASB・IOSCOの会計グローバルイズム戦略」伊藤秀俊編著『会計グローバルイズムと国際政治会計学』創成社、2007年参照。
- 4) Financial Stability Board ウェブサイト (<http://www.financialstabilityboard.org/cos/key-standards.htm>) 2013年2月3日。
- 5) 同上。
- 6) 新谷司「発展途上国の会計グローバリゼーションの現状と将来」前掲伊藤編著参照。
- 7) 大石桂一『アメリカ会計規制論』中央経済社、2000年参照。
- 8) 小栗崇資「アメリカGAAPの構造と変貌」『企業会計の構造と変貌』ミネルヴァ書房、2005年。
- 9) 2001年8月、経団連、日本公認会計士協会、全国銀行協会など民間10団体によって財団「財務会計基準機構」が設立され、その下に「企業会計基準委員会」(ASBJ)が設けられた。新しい基準設定権限はすべてASBJに委譲されたが、企業会計審議会は解散されることなく引き続き活動を続けており、二重構造的な側面ももっている。
- 10) Saudagaran, S. M., *International Accounting: A User Perspective*, South-Western College Publishing, 2001. 同書では、国際的調和化のシナリオを検討しているが、その中心となるのがThe IASC / IASCO Initiative であると規定している(pp.44-45)。本論ではそれを援用してIASB = IOSCO体制と表現している。
- 11) 打込茂子「国際的な金融規制・監督政策の展開」宇沢弘文・花崎正晴編『金融システムの経済学』東京大学出版会、2000年。
- 12) 日本公認会計士協会訳『国際会計基準書2001』同文館、2001年、1頁。
- 13) 山田辰巳「IASBとFASBのノーウォーク合意について」『企業会計』第55巻第2号、2003年2月、81-87頁。
- 14) 同上論文、84頁。
- 15) 小栗崇資「アメリカ企業会計の現段階」『経済』新日本出版社、2003年12月号。
- 16) 徳賀芳弘「EUの国際会計戦略—インターナショナルアカウンティングの再挑戦と「同等性評価」問題」『国際会計学会年報』2005年度参照。
- 17) 正式名称は、International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities (IFRS for SMEs)。
- 18) IASB., Discussion Paper, "Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities", June 2004. IASB., "Staff Questionnaire on Possible Recognition and Measurement Modifications for Small and Medium-sized Entities (SMEs)", April 2005.

IASB., “Preliminary Staff Draft of an Exposure Draft of an International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities

(SMEs)”, January 2006.

19) 詳しくは千葉準一「日本の会計基準と企業会計体制」『体系現代会計学第8巻』中央経済社, 2012年。